平成２３年（フ）第４１７号
熊本県宇城市小川町江頭236番地
債務者　松川　里美
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１９００号
名古屋市中川区百船町６番３号　ラ・グランディール605号
債務者　須之内典子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５号
和歌山県岩出市山778－１　タウニイ山村203、住民票上の住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡中２丁目15番５号
債務者　新出　隆文
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３５０号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野878番地の３
債務者　防野　泰史
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３５７号
和歌山市園部1090番地の６
債務者　瀬見　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３０号
名古屋市千種区内山３丁目29番11号　プロスパー第５ビル202号
債務者　深澤　勝行
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５７２号
名古屋市南区北頭町１丁目13番地の２　クラヴィエ北頭101号
債務者　深見　聡史
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６８８号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　30号棟301号室
債務者　伊志嶺　力
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７５１号
名古屋市西区則武新町１丁目19番11号　市営南押切荘４棟508号
債務者　久野　英史
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８０８号
名古屋市天白区元植田１丁目1307番地　ドエル柴田201号
債務者　宮澤　達美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０号
岡山県倉敷市中庄35番地24シティハイツフォレスト201号
債務者　浦本　春美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
岡山県笠岡市有田2291番地
債務者　松浦　美樹
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
岡山県倉敷市玉島上成551番地１
債務者　藤原　禎宏
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
岡山県倉敷市老松町２丁目８番16号　リトルハイツ１－201、前住所岡山県倉敷市白楽町427番地４
債務者　井手　真現
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３０４号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町5333番地１
債務者　樋高　祐子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１２号
鹿児島県鹿児島市川上町2682番地102
債務者　五十川達也
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
鹿児島県鹿児島市稲荷町10番７号
債務者　荒井かおり
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係